

農作物被害対策支援事業における予算措置前事業着手について

1 理由

本事業では、野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、浜松市鳥獣被害防止計画に基づき猟友会等が実施する野生鳥獣の捕獲に対し、浜松市野生動物捕獲事業費報奨金を交付している。

昨年度以降、市内の野生イノシシの間で豚熱（豚コレラ）が蔓延し、養豚場への拡散防止を目的とした国・県の防疫指示が出された。これにより、捕獲したイノシシの処理（埋却）を行う猟友会等の負担が過大となり、4月以降イノシシの捕獲が中断している。

イノシシの捕獲を速やかに再開し、今後の市民生活への影響を最小限にとどめる必要があるため、上記の捕獲報奨金へメニューを追加し、捕獲したイノシシの適正処理に対する報奨金制度を新設するもの。

2 事業内容等

【臨時】野生イノシシ適正処理報奨金

市内で捕獲された野生イノシシの処理について、捕獲者による国・県の防疫指示に従った適正な処理の実施を奨励するため、報奨金を交付する。

・交付先 市内の猟友会及び野生動物の捕獲を目的に組織された団体

・補助額

	定額分	変動分（イノシシ1頭あたり）	
	市単	市単	国庫
上乗せ	1団体10万円 ※1	2,000円	-
現制度	-	10,000～20,000円 ※2	1,000～9,000円 ※3

※1 市内猟友会等11団体

※2 箱わな使用の場合1頭あたり10千円、銃・くくりわな使用の場合1頭あたり20千円

※3 成獣1頭あたり7千円（食肉用の場合は9千円）、幼獣1頭あたり1千円

3 今後の対応

5月議会において補正予算を計上